

■基本設計成果品

基本設計に関する成果品は、国土交通省告示第8号の内容に則したものとすること。

提出図書は、全ての電子データ（CADデータ、word、excel及び全てのpdfデータ）について提出すること。

図書の記載内容については、適宜、町と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合がある。

その他必要な書類については、町と協議の上、提出を行うこと。

成果品	部数	サイズ	備考
基本設計図書 (総合、構造、電気、機械、造成、外構等)	1部	A3	ファイル綴じ
基本設計説明書 (記載内容) ・設計条件等の整理 ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ (関係法令チェック資料、諸官庁等届出一覧表等) ・上下水道、ガス、電力、通信などの供給状況の調査及び関係機関との打合せ ・基本設計方針 ・工事費概算書 ・施工計画図・施工計画表	1部	A3	ファイル綴じ
基本設計書概要版 透視図（鳥瞰1枚、外観1枚、内観3枚）	50部	A3 データ	製本
各種技術資料	1部	適宜	ファイル綴じ
打合せ記録	1部	適宜	ファイル綴じ
提案備品リスト・カタログ	1部	適宜	ファイル綴じ
要求水準書との整合性の確認結果報告書(※)	1部	適宜	ファイル綴じ
事業提案書との整合性の確認結果報告書(※)	1部	適宜	ファイル綴じ
その他必要な業務資料等	1部	適宜	ファイル綴じ

・成果品はイーಜキャビネットEC-001に入れて納入すること。

・町が指示し、受託者がこれに承諾した場合は、期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

・積算数量調書等の作成は、マイクロソフトエクセルデータ

・本業務委託における成果品の著作権は島本町に帰属するものとし、この使用については、当町が自由に行えるものとする。

(※)セルフモニタリングチェックシートと兼ねることを認める。